

令和元年第2回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年6月4日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 福田浩二君 | 2番 | 吹場寿郎君 |
| 3番 | 大金清君 | 4番 | 川俣義雅君 |
| 5番 | 益子純恵君 | 6番 | 小川正典君 |
| 7番 | 鈴木繁君 | 8番 | 石川和美君 |
| 9番 | 益子明美君 | 10番 | 大金市美君 |
| 11番 | 川上要一君 | 12番 | 阿久津武之君 |
| 13番 | 小川洋一君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------|-------|------------|-------|
| 町長 | 福島泰夫君 | 副町長 | 内田浩二君 |
| 教育長 | 吉成伸也君 | 会計管理者兼会計課長 | 笹沼公一君 |
| 総務課長 | 高林伸栄君 | 企画財政課長 | 益子雅浩君 |
| 税務課長 | 小松重隆君 | 住民課長 | 大森新一君 |

生活環境課長	大 武 勝 君	健康福祉課長	立 花 喜久江 君
子育て支援課長	薄 井 和 夫 君	建設課長	益 子 泰 浩 君
農林振興課長	坂 尾 一 美 君	商工観光課長	薄 井 亮 君
小川出張所長	藤 田 善 久 君	上下水道課長	田 代 喜 好 君
農業委員会 事務局 長	小 室 利 雄 君	学校教育課長	板 橋 文 子 君
生涯学習課長	佐 藤 裕 之 君		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長	岩 村 房 行	書 記	笠 井 真 一
書 記	金 子 洋 子		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回那珂川町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、川上要一君及び12番、阿久津武之君を指名します。

◎会期の決定

○議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6日までの3日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小川洋一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和元年第2回定例会議長諸般の報告をお伝えします。

最初に、陳情等の取り扱いについて報告いたします。

今期定例会前に所定の日までに提出され、受理したものは、陳情が2件でありまして、お手元に配付した議長預かり議員配付文書表のとおりであります。

これら陳情の取り扱いについては、議会運営委員会で審議いただきました。

番号1、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び健康に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情及び番号2、同一件名の陳情は、議長預かり文書表のとおり議長預かりとし、一般文書扱いとして全議員に写しを配付することとしました。

次に、南那須地区広域行政事務組合議会についてですが、去る5月31日、南那須地区広域行政事務組合議会臨時会が招集されましたので、その内容を報告いたします。

臨時会では、火災予防条例の一部改正及び財産の取得が上程されました。財産の取得は那珂川消防署の消防ポンプ自動車を更新するため取得するもので、両議案とも可決されました。南那須地区広域行政事務組合議会には、本町から6名の議員が選出されております。これからも那珂川町の代表として地域振興のためご尽力くださるよう、よろしく願いいたします。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

3月14日、天皇陛下御即位三十年奉祝栃木県民の会主催、天皇陛下御即位三十年奉祝栃木県民の集いが宇都宮市文化会館で開催され、五百余名の出席のもと、名誉会長の福田県知事

の祝辞など、厳粛なもとので挙行されました。

3月19日、役場会議室において地域おこし協力隊の活動報告会が開催されました。協力隊員の地道な活動で、今後大きな花が開いていくものと確信しております。これからも町の振興のため、活躍されることを願います。

5月11日から10日間、春の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されまして、議員各位にも朝夕の街頭監視活動にご協力いただきました。

5月20日、那須烏山市議会庁舎整備検討特別委員会が庁舎建設事業の視察のため、来町されました。総務課担当者の説明を受け、庁舎建設の困難さを感じているようでした。視察後は那須烏山市議会議員と那珂川町議会議員の全員で懇親を深め、意見交換を行いました。

5月28日と29日、全国町村議会議長会の議長、副議長研修会と栃木県町村議会の議長、副議長研修会が東京で開催され、私と副議長が出席いたしました。

最後に6月2日、那珂川町消防団夏季点検が行われ、私のほか全議員が観覧いたしました。このところ雨が少なく乾燥した日が多く、火の取り扱いについては町民誰にも気をつけてもらいたいと思います。

次に、議長へ報告のあった各委員会の開催状況について主なものを申し上げます。

総務産業常任委員会では、会議1回のほか、5月20日に行政区長連絡協議会との意見交換会を開催し、行政区長20名の参加をいただいたとのこととあります。教育民生常任委員会では会議3回のほか、5月22日に福島県桧枝岐村の子育て支援環境について行政視察を行っております。

議会広報委員会は、議会だより第55号の編集のために3回開催し、5月10日に発行いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（小川洋一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、改めましておはようございます。

令和元年第2回定例会にご出席をいただき、ありがとうございます。5月1日に改元を迎え、令和となって最初の議会となります。よろしく願いいたします。

さて、ことしのゴールデンウィークは、新天皇の即位に伴い10連休となりました。連休後半は天候にも恵まれ、多くの方が買い物や観光で外出されたと思います。那珂川町ではこの期間中、ことしで17回となる花の風まつりを開催し、町内各地でさまざまなイベントやボランティアによるおもてなしが行われました。たけのこ祭りや小砂焼陶器市、小砂環境芸術祭KEAT2019なども期間中に開催され、例年より多くの観光客が訪れ、大いににぎわいました。那珂川町といたしましても、第2次那珂川町総合振興計画の基本目標の一つである活力を起こす町をつくる上で、観光の振興は交流人口の増加となり、地域の活性化につながるものと考えております。

それでは、3月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。

詳細はお手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

ことしで26回目となる青少年海外体験学習の派遣団の結団式が3月5日に行われ、町内の中学生12名を中心に総勢15名が3月18日から29日までの12日間アメリカ・ホースヘッズ村などを訪問しました。参加した生徒の皆さんにとって、現地でのホームステイによりアメリカでの家庭生活や学校生活を肌で感じてきたことは、貴重な体験となり、今後の当町の国際交流の発展に大きく寄与するものと思います。

3月16日、那珂川町消防団第5分団第1部、担当地区は小川第1行政区、同じく第7分団第2部、担当地区は小川第6行政区に新しく小型動力ポンプ積載車が配備され、車両引き渡し式を役場西側の駐車場で行いました。

3月19日、役場会議室にて地域おこし協力隊の活動報告会が行われ、5人の隊員の活動実績や次年度の活動計画などを報告しました。

なお、3月末をもって3年間の任期満了となった佐藤豊彦さんにおかれましては、農村部の生活をサポートする会社、合同会社「繋ごう農村」を町内で起業し、移動販売車による農村部の買い物弱者の救済に努めることとなりました。将来的には移動販売時の安否確認も含めた地域の見守り活動を見据え、引き続き町の発展のために活躍してくれることを期待しています。また、今年度より癸生川桃子さん、山口 聡さんの2名が新たに地域おこし協力隊に任命され、那珂川町の移住定住や観光情報の発信、PRに努めていただくこととなりました。

3月27日、宇都宮大学と那珂川町との相互友好協力協定の調印式が役場会議室で行われました。この協定は、大学と町の双方の資源や研究成果を生かし、地域振興や人材育成を図ることを目的としています。町側は、地域産業振興や地域活性化など、大学側はフィールドワークやインターンシップなどに対し、互いに協力を求めることとなります。

4月1日、馬頭総合福祉センターにおいて町職員の辞令交付式を行いました。今年度は内田浩二副町長、吉成伸也教育長を初め新規採用職員15名が入庁し、職員総数は203名となりました。

4月18日、那珂川町行政区長連絡協議会が開催されました。交代となった新任の2名の行政区長様へ委嘱状を交付させていただきました。

なお、今年度は役員改選の年度ではありませんので、会長の小口行政区の佐藤良美区長ほか役員体制に変更はありませんでした。

4月19日、第60回全国土地改良功労者等表彰の団体表彰で銀賞を受賞した馬頭土地改良区の磯野元壽理事長が、受賞の報告に来庁しました。馬頭土地改良区は、これまでの適正な施設保全管理及び組織運営が評価され、栃木県土地改良事業団体連合会会長の推薦を受け、今回の受賞となりました。平成20年に銅賞を受賞して以来の2度目の受賞となりました。

5月17日、あじさいホールにおいて那珂川町戦没者、消防殉職者合同追悼式が行われました。ご遺族を含め約150名の方の参列をいただき、さきの大戦で、ふるさとから遠く離れた戦地でとうとい命をささげられた戦没者1,037柱並びに消防業務において殉職された3名に対し、町民を代表し、追悼の辞を述べさせていただきました。

5月24日、岐阜県で開催された第12回春季全日本小学生女子ソフトボール大会にて初優勝を果たした高根沢町のHOKUTO・SBCに所属し、二塁手で出場した馬頭小学校5年生の石田冬渉さんが、全国大会優勝の報告に来庁しました。石田さんは引き続き夏の全国大会を目指して練習に励んでいるとのことで、今後の活躍を大いに期待したいと思います。本日も下野新聞の報道で県大会優勝の記事が掲載されていました。

6月3日、元教育長の桑野正光氏が、瑞宝小綬章受章の報告に来庁しました。桑野氏は、平成16年3月に栃木県喜連川高等学校校長を退職後、同年4月より栃木県立なす風土記の丘資料館館長の就任を経て、平成19年11月29日に那珂川町教育委員会教育長に任命されました。平成23年9月30日に退任するまで3年10カ月にわたり、教育長として那珂川町の教育行政にご尽力をいただき、このような長年の功績により、今回受賞となりました。現在も那珂川町郷土資料館での講演や、那珂川町文学歴史散歩の会の講師として、那珂川町の生涯学

習の事業にご協力をいただいております。

終わりに、本定例会には報告事項2件、承認事項1件、議案では人事案件1件のほか、条例の改正2件、補正予算1件の4議案を提出しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（小川洋一君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小川洋一君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清 君

○議長（小川洋一君） 3番、大金 清君の質問を許可します。

大金 清君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） おはようございます。公明党の大金 清です。令和元年初めての一般質問です。よろしくお願いいたします。

通告書に基づきまして、4項目について一般質問を行います。

第1項目として、地域防災計画の指定避難場所について。第2項目として、都市計画区域等について。第3項目として、農業振興地域について。第4項目として、防犯カメラの設置について。以上4点について質問しますので、明快な回答を期待いたします。

1項目め、地域防災計画の指定避難場所について。

近年は地震、台風や集中豪雨のほか、県内でも竜巻が発生するなど、被害の形態も多種多様化しております。被害も甚大であります。いっどこでも起こり得る自然災害に対し、万が一起こってしまった場合、避難場所は町民の皆様にとって安全で安心な拠点でなければなりません。そこで3点についてお伺いします。

1点目、避難場所の建物は建築構造的に安全・安心な防火構造や耐火構造になっているのかを伺います。

2点目、避難場所には、避難場所とわかる案内板等が誰にでもわかりやすく設置されているのかを伺います。

3点目、避難場所には、どのような災害備蓄物資が配置されているのかを伺います。

以上、3点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 地域防災計画の指定避難所についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、避難場所の建築構造についてですが、町の指定緊急避難所は現在39カ所です。避難所には総合福祉センター、小・中学校、町管理の体育館、地区公民館等を指定しています。総合福祉センター及び小・中学校の校舎については耐火構造、小・中学校の体育館及び町管理の体育館については防火構造となっております。また、地区公民館においては、耐火、防火構造になっている施設は3割程度であります。

次に2点目、避難所の案内看板についてですが、39の避難所のうち30カ所に避難所看板を設置しています。設置している場所については、施設によりさまざま、入り口付近に設置しているものが多く、避難所、建物の近くに設置しているものもあります。現在、看板に表記されているのは避難所のみ表記となっており、災害の種類によっては避難所とならない施設もあるため、看板表記の改修及び未設置施設への看板設置を計画的に実施していきたいと考えております。

次に3点目、災害備蓄物資についてですが、全ての避難所に発電機を配備しております。町の食料や水などの災害用備蓄品は、3カ所の町有施設で保管しており、災害時には各避難所へ配付することとしております。

以上であります。

○議長（小川洋一君） 大金 清君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 再質問に入ります。

1点目ですが、土砂災害警戒区域に避難所が入っている地区がございます。それなので、見直しをするか、その考えがあるか伺います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） お答えします。

避難所の多くは地域の集会所や公民館となっております。特に東部地区は山林が多く、土

砂災害が想定される地形が大変多くなっております。土砂災害想定区域内の避難所につきましては、土砂災害の避難所としては利用できませんので指定しておりません。しかしながら、災害の種類によって、地域住民の避難所として利用することができると思われれます。避難所の見直しについてですが、施設の状況、施設の周辺の状況を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 避難所は、やはり大事なところでございますので、よろしくお願いしたいと思えます。

2点目の集中豪雨のときに浸水のおそれのある避難所を把握しているか、伺います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 浸水のおそれのある避難所について把握をしているかということですが、把握しております。昨年度県の管理河川の箒川の浸水想定区域の見直しがありました。それによりまして小川総合福祉センターが浸水のおそれがあるということになっております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） わかりました。

3点目です。子育て世代の家族のために、災害備蓄物資として日本でも製造が始まりました液体ミルクを備蓄するか、お伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 現在液体ミルクについては備蓄をしておりません。液体ミルクについては、保存期限が半年から1年ということで短いものですから。ただ、使用するに当たっては扱いやすいというものでありますので、災害時に水がなくても使用することができるというようなことから、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 液体ミルクが半年から1年ということですが、製造されて間もないということもございます。これから賞味期限が長くなった場合に、ぜひとも取り入れていただ

きたい、こう思います。

あと、先ほどの町長の話の中で、備蓄品を3カ所で備蓄しているということだったのですが、どことどこか3カ所、わかればお願いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 3カ所の町有施設でございますが、1つは、旧消防馬頭分署、それから2つ目が旧馬頭東中学校、それと3カ所目が旧小川南小学校でございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） わかりました。

次に、指定避難場所の基本条件としては、避難者にとっても安全・安心を確保しなければなりません。さらに2次災害に遭ってはならないということでございます。そのことから、見直しは最重要課題と考えますが、いかがでしょうか、伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 先ほども答弁しましたが、災害の種類によっては利用できない避難所もございます。随時見直しを行いながら、町防災計画の改定時に反映していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第2項目に入ります。都市計画区域等について。

住宅環境、商業環境、工業環境等について総合振興計画では計画、推進しているところがあります。そこで、都市計画の現状と今後の取り組みについて、論点について伺います。

1点目、町内の都市計画区域を伺います。

2点目、小川地区を都市計画区域に設定する考えがあるか伺います。

3点目、都市計画道路の現況と、今後の改修計画はあるか伺います。

4点目、用途地域の現状と今後の見直しの考えがあるか伺います。

以上、4点について伺います。よろしくお願ひします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 都市計画区域等についてのご質問にお答へします。

まず1点目、町内の都市計画区域についてですが、現在のところ馬頭地区の一部の地域が都市計画区域の指定を受けております。区域については、馬頭、健武、北向田、久那瀬、和見、小口、松野地区となり、那珂川町全体の約2割の面積が都市計画区域となっております。

次に2点目、小川地区の都市計画区域の設定についてですが、今のところ小川地区の都市計画区域の設定については予定をしておりません。現時点での小川地区の状況、今後の土地利用計画や振興計画等の見直し時点で検討していきたいと考えております。

次に3点目、都市計画道路の現況と今後の改修計画についてですが、現在指定されている都市計画道路は1路線で、都市計画道路342氏家大子線で、馬頭三枚畑地区から健武藤沢地区までの区間となっております。氏家大子線については、主要地方道那須黒羽茂木線と主要地方道矢板那珂川線の一部を結んだ路線となっており、現在烏山土木事務所において一部区間の道路改良事業を実施しているところであります。

次に4点目、用途地域の現状と今後の見直しについてですが、用途地域につきましては市街地の住環境の整備を目的とし、馬頭地区の市街地について指定をしております。区域の面積につきましては140ヘクタールであり、さきに申し上げた都市計画区域全体の約3.6%程度となります。用途地域の見直しにつきましては、今のところ予定はしておりませんが、さきに申し上げた小川地区の都市計画区域の設定を含み、土地利用計画等の見直し時点で検討していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 再質問に入ります。

1点目、現在、都市計画区域が未線引きになっております。それを線引きする考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 馬頭地区の都市計画の区域区分の見直しについてお答えします。

区域区分の種類は、市街化区域、市街化調整区域の2つであり、この区域区分を設定することを一般には線引きと呼んでおります。現在、馬頭地区につきましては、この線引きがなされていない、いわゆる非線引きとなっております。市街化区域については固定資産税に加えて都市計画税が発生いたします。市街化調整区域については、原則開発が認められないため、上下水道などの社会インフラが整備されないなど、生活に新たな負担がかかる場合がございます。ですので、今のところ設定する考えはございませんが、今後社会情勢などの変

化を見きわめながら対応していきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 先ほど市街化調整区域と市街化、その未線引きということですが、やはり線引きすることによって税金が入ってくるということもございますので、大きい視野から見れば、将来を考えれば、線引きの方向で検討していただければと思います。

2点目に入ります。もし都市計画区域に指定した場合、どのようなメリットがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 小川地区ということでよろしいでしょうか。

小川地区を都市計画区域に指定した場合、どのようなメリットがあるのかということについてお答えします。

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画となります。メリットとして上げるとすれば、法の網がかかることにより、無秩序な開発が抑制され、健全な都市の発展が見込めることと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 小川地区においては、消防とか緊急車両が入らない道路もあるということですので、もし、都市計画が入れば徐々にそれが解消されるという、そういう利点もありますので、考えていただければと思います。

2点目です、都市計画区域に指定した場合の今度は逆に、デメリットについてお伺いしたいと思います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） デメリットという件についてお答えします。

デメリットという表現がいいかどうかはありますが、例えば指定された区域に一般住宅を建設する際に必要となる建築確認申請において、法令に基づく各種要件等が付されることとなります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 先ほどの課長の答弁の中では、小川地区については将来を見据えた検討をしていきたいという答えでよろしいでしょうか。今のところ見直しをしないということ。わかりました。

次に、小川地区の市街地の現況ということなんですけれども、用途においても多種多様に見受けられます。やはり住みやすいまちづくりのためには、住環境の整備が必要であると考えます。今後の振興計画や土地利用計画、また、5年ごとの都市計画の見直しの際には、状況を調査しながら、将来に向けて検討していただきたいと思います。

次に、3点目。都市計画道路は平成26年度に見直しをして4路線から1路線に変更になりましたが、現在、一部区間の道路改良中のところです。県道ですので、わかる範囲で結構ですが、工事の完成をいつごろの目途としているのかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 質問にお答えします。

主要地方道矢板那珂川線と主要地方道那須黒羽茂木線の交差する田町交差点から主要地方道那須黒羽茂木線の馬頭中学校入り口交差点までが今回の事業区間として計画されております。今年度より田町交差点から順次整備を進めていくと烏山土木事務所から伺っておりますので、町においても早期完成のための要望等を行っていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 町のほうもしっかりと県に要望していつてもらいたいと思います。

都市計画道路の路線において、今、課長が言われたように、あそこは橋本スタンドから田町の交差点までなんですけれども、実際街路灯や防犯灯が整備されていないということでございます。そこで、やはり計画道路が整備された際には、街路灯、防犯灯を設置する考えはあるかお伺いします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 都市計画道路の街路灯等の整備についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、主要地方道那須黒羽茂木線馬頭中学校入り口交差点から東の一部電線類地中化がされた部分を含む整備済み区間には街路灯は設置されておられません。また、先ほどお答えした田町交差点から馬頭中学校入り口交差点までの区間についても、工事内容に

街路灯設置は含まれておりません。今後、整備予定の区間についても歩道が設置されることとなりますので、防犯灯あるいは街路灯について関係機関と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 歩道の安全・安心、町民はやはり歩道を歩くということですから、やはり街灯もしくは防犯灯が必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4点目です。用途地域に指定した場合、先ほども申しましたけれども、メリット、デメリットがどのような考へがあるかお伺ひします。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 小川地区ということによろしいかなと思ひますので、お答えします。

小川地区に用途地域を設定した場合のメリット、デメリットについてですが、まず、メリットとしまして住居、商業、工業、その他の用途の建築物が適正に配置されることになり、良好な都市計画の形成発展につながるかと思ひれます。また、デメリットとは呼べないと思ひますが、その形成発展のために建築物の用途、密度、形態などに制限がかかることになります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） やはり小川地区は、今、課長が言われたように、用途について混在しているということですので、整然と計画しないと、やはりその住環境、かなり影響があると思ひます。ですから、そういった意味では将来に向けて本当に計画をしていかなければならないと思ひます。先ほども言ひましたけれども、都市計画税、交付税に算入されるということもござひますので、しっかりと取り組んでいていただきたいと思ひます。

馬頭地区の用途地域で市街地の東と西のほうに準工業地域が指定されておりますが、現状においても住宅が密集しているということです。住環境の整備を考える上で、現状を調査して、今後の見直し等を考へしていただければと思ひます。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） 馬頭地区の準工業地域の見直しについてお答えします。

準工業地域は繊維、雑貨、食品などの環境悪化のおそれのない工場などを誘致する地域となります。また、一般住宅の建築についても現在設定されている第1種住居地域の制限と変わるところはありませんので、現在のところ見直しする予定はございません。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） わかりました。

では、次に入ります。第3項目、農業振興地域について。

高齢化社会の中、町内農業は後継者問題等に伴い、極めて厳しい状況に置かれている。そこで、農業振興地域の現状と今後の取り組みについて、2点について伺います。

1点目、町内の農業振興地域を伺います。

2点目、農業振興地域を見直す考えがあるか伺います。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 農業振興地域についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、農業振興地域については農業振興地域の整備に関する法律に基づき国が策定した農用地の確保に関する基本指針により、県が各市町の農業振興地域の区域及び規模を指定し、その指定に基づき平成29年度に那珂川農業振興地域整備計画の見直しを行い、農用地利用計画の中で農業振興地域を1万1,510ヘクタール、現況農用地3,551.85ヘクタール、このうち農業振興を図るため、農業上の利用を確保する農地1,982.6ヘクタールを農用地区域に指定しております。この区域内の農地については優良農地の確保、保全をするため、農地法による農地転用の制限の措置がとられております。

次に2点目、農業振興地域の見直しについてですが、農業振興地域整備計画は5年ごとに10年先を見据え、見直しを行い、策定しております。先ほど答弁したとおり、農業振興地域は国の指針に基づき、県が栃木県における農業振興基本方針と各市町が確保すべき農業振興地域内の農用地の目標面積を指定します。町はこれらを踏まえて農業振興地域整備計画の中で、地域の農業振興基本計画と農用地区域を設定しております。経過期間中の農用地区域を変更する場合は、当該農地の農用地区域からの除外手続を個別協議で区域の変更を行っております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 再質問に入ります。

1点目はありませんが、2点目、農業振興地域内の荒廃農地や遊休農地をどのように活用していく考えがあるか伺います。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 今の質問は、遊休農地を農業振興地域から見直した用途に活用するというご質問と思いますが、農地は作物を生産するばかりでなく、治水機能や生物の多様性を含む多面的機能などがございます。それは集落の生活に大きく影響をしていると考えますので、遊休農地につきましては、農地に再生し活用していくというような考えで進めてまいりたいと考えております。このような遊休農地の再生事業につきましては、町は農業振興地域の農用地であれば、町の補助事業を設けておりますので、利用をしていただきたいと思っております。また、後継者問題等で再生後耕作が続けられないような場合は、農地中間管理機構を通して農地を集約しまして、農地として維持していくように支援をしていきたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） 農地の中に、やはり再生不可能な農地がございます。その辺の対策はどのように考えていますか。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 再生不可能と言いますが、補助事業の対象となる農地というのは再生不可能地を農地に戻すというのが対象要件になりますので、再生利用は可能と考えております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番（大金 清君） 再生不可能な農地というのはなかなか想像できないんですけども、例えば木が生えているとか、その木も10年以上育っているとかいうことが再生不可能な農地なのか、その辺をお伺いします。

○議長（小川洋一君） 農林振興課長。

○農林振興課長（坂尾一美君） 議員おっしゃるとおり、樹木が生い茂る土地で、人力では不可能な土地を再生するための補助事業を擁しております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 再生不可能な農地について、農地を守ることが基本だと思うのですが、思い切った対策を、これから、高齢化社会の中でしていかなければならない。その点で、やはりそのそういった本当にもう、木が10年も生えてしまっているというようなところは、山林近辺であれば、再生不可能な農地については山林での整備を考えているかどうかお伺いします。

○議長(小川洋一君) 農林振興課長。

○農林振興課長(坂尾一美君) 農林振興課は農業の振興と林業の振興を担当しますので、まず第1に考えるのは、農業振興地内であれば、農地として活用していく、それが不可能であれば、林地という場合は、農地の用途を変更して林地として活用しますから、そのような場合は、本年度から森林経営管理法が施行されまして、町が主体となった森林の経営管理を行う制度が設けられました。その中でそういうものが整備できるか検討してまいりたいと思います。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) さらに検討をよろしくお願いいたしますと思います。

農業振興地域内の基盤整備計画がない農地があるんです。その辺の対策をどのように考えているかお伺いします。

○議長(小川洋一君) 農林振興課長。

○農林振興課長(坂尾一美君) 東部地区にそういう農地がございますが、決して不可能なわけではございません。今、中山間地域の補助事業というのは採択要件を引き下げておりますので、十分に東部地区でも補助事業を活用した圃場整備、農道整備、水路整備、そういうものが活用できますので、そういった面で基盤整備をして、農業が続けられるような基盤をつくっていきたいと考えております。

○議長(小川洋一君) 大金君。

[3番 大金 清君登壇]

○3番(大金 清君) 将来に向けて農地、本当に土地利用、しっかりとお願いしたいと思います。

那珂川町の土地利用計画、これがございますけれども、やはり先ほど言った都市計画区域、農業振興地域、そして山林といった中での土地利用計画、大事です。そういった中で調整し

ながらしっかりと取り組んでいていただきたいと思います。

次に4項目め、防犯カメラの設置について。

都市部、地方に関係なく、痛ましい事件が近年非常に全国的に起きている状況です。防犯カメラ設置は必要である。そこで、防犯カメラの現状と今後の取り組みについて伺います。

1点目、認定こども園の防犯カメラの設置の状況と、今後増設する考えがあるか伺います。

2点目、小・中学校の防犯カメラの設置の状況と、今後増設する考えがあるかお伺いいたします。

3点目、公共施設の防犯カメラ設置の状況と、今後増設する考えがあるかお伺いします。

4点目、道路交差点に防犯カメラを設置する考えがあるかお伺いいたします。

以上、4点について伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 防犯カメラの設置についてのご質問にお答えします。

防犯カメラを設置する目的は、犯罪抑止効果を求める場合と、犯罪が起きたときの証拠を確保する場合とがあらると言われております。防犯カメラを設置することにより、計画的な犯罪を防ぐ効果が高いと思われまます。

まず1点目、認定こども園の防犯カメラについてですが、現在3園ある認定こども園において、防犯カメラは設置されておりません。全国的にも保育園、幼稚園等に不審者の侵入する事件が発生している状況で、保育中の不審者対策として防犯カメラは有効な手段の一つと考えていますので、設置について検討していきたいと考えております。

2点目、小・中学校の防犯カメラについてですが、平成29年度より全ての小・中学校に防犯カメラを設置しており、馬頭小学校、小川小学校、馬頭中学校、小川中学校に3台ずつ、馬頭東小学校に2台の計14台を設置しています。増設については、今後の状況を見ながら検討していきたいと考えております。

次に3点目、公共施設の防犯カメラについてですが、防犯カメラのある施設は役場庁舎、広重美術館であります。役場庁舎は建物外側に4台、建物の内側に3台を設置しています。広重美術館は建物内に8台を設置しています。不特定多数の方が利用する公共施設については、導入に必要な費用や設置に対する補助金等を見据えながら防犯カメラの導入、増設について検討したいと考えております。

次に4点目、道路交差点の防犯カメラについてですが、現在、交差点には設置しておりません。防犯カメラの設置については関係機関と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 再質問に入ります。

1点目、認定こども園が3カ所あります。全施設に設置することによろしいでしょうか、お伺いします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 防犯カメラにつきましては、3カ所とも設置する方向で検討したいと思っております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） ありがとうございます。

それで、その防犯カメラの設置、いつごろまでに実施できるのかお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 防犯カメラは、防犯抑止等のために大切だと思っておりますので、できるだけ早期の設置に向けて検討していきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番（大金 清君） 安全・安心を考えた上では早期に設置していただきたいと、こう思います。

防犯カメラの設置です、馬頭東小学校に2カ所、あと各小・中学校に3カ所という話がありました。これだけではちょっと足りないのかなと個人的に思っております。そのことから、例えば車での出入り口付近や駐輪場、駐車場にもやはり児童生徒の安全・安心を確保する意味で必要と思われれます。そこで、増設の考えがあるか、さらに伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 小・中学校の防犯カメラの設置箇所についてですが、学校敷地への車での出入り口付近、いわゆる進入路につきましては全校とも既に設置をしております。また、駐輪場、駐車場への設置をとということですが、現時点での検証を行いまして、学校とも協議をしながら検討してまいります。

○議長（小川洋一君） 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) やはり子供たちは町の宝といつも言われますけれども、やはりこの町を守っていく上では、防犯カメラ、必要かなと思います。

3点目、公共施設についてです。利用の頻度の高い施設をまず対象に防犯カメラの設置をしてはどうかということで、先ほどは庁舎と広重美術館とございましたけれども、そのほか考えていることがあれば伺いたいと思います。

○議長(小川洋一君) 総務課長。

○総務課長(高林伸栄君) 該当する施設周辺の環境、それから利用状況等を踏まえて、防犯カメラの導入について検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長(小川洋一君) 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) 将来に向けて防犯カメラを計画的に作成していただいて、できるところから、予算のある限りよろしくお願ひしたいと思います。

4点目、道路交差点では防犯カメラは設置されていないという答弁でございましたけれども、やはり今はさまざまな痛ましい事件やそれが勃発しているという状況がございます。交通の多い交差点では設置が必要かなと思いますので、少なくとも1カ所、2カ所設置をしていただいて、様子を見ていただければと思いますが、再度質問いたします。

○議長(小川洋一君) 建設課長。

○建設課長(益子泰浩君) 質問にお答えします。

道路交差点上の防犯カメラ設置につきましては、先ほども総務課長から申しましたとおり、道路交通状況の把握、犯罪の検証等を行うために、交通管理者である警察が設置しているものはございます。町が管理している道路交差点上に防犯カメラは設置されておきませんが、近隣市町の動向も注意しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(小川洋一君) 大金君。

〔3番 大金 清君登壇〕

○3番(大金 清君) やはり交差点の事故も多いし、今は本当に何が起こるかわからない事件が起きていますので、せめて交通の多い交差点には設置をしていただきたいなと思っております。

最後に、防犯カメラは、凶悪な事件やさまざまな悪質な交通事故を捉えて映しています。事件、事故の解決にも重要な役割を担っております。そういった意味で防犯カメラの設置は重要と考えます。新設、増設、これからしっかりと計画を立てていただいて強く要望いたします。

以上、公明党、大金 清の令和元年の初めての一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小川洋一君） 3番、大金 清君の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 益子純恵君

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問を許可します。

益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 5番、益子純恵です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

今回は大きく3項目について質問いたします。

第1項目として、不妊治療等に対する充実した支援について。

第2項目として、小・中学生に対する英語検定への支援について。

第3項目として、認定こども園周辺及び小・中学生の通学路における道路環境整備について。

以上3項目について質問させていただきますので、簡潔明瞭な答弁を期待いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1項目として、不妊治療等に対する充実した支援について伺います。

那珂川町人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」の中に不妊治療支援事業がうたわれております。不妊治療に対し、積極的にサポートする自治体がふえてきております。実際当町におきましては、いち早く不妊治療に対しての支援が開始されましたし、創生総合戦略の趣旨の一文に、合計特殊出生率の上昇のための諸施策を講じるとあります。まさに不妊治療に対する支援は、この問題に直結するものと考えます。日本で不妊に悩むカップルは、6組に1組と言われており、日本産婦人科学会の報告によりますと、2016年に体外受精や顕微鏡受精などの不妊治療で生まれたお子さんは5万4,110人です。これは、その年に生まれた子供の18人に1人の計算となります。昨今不妊治療は一般的なものとなってまいりましたが、その一方で、誰もがすぐに治療によって出産に至るわけではなく、治療の過程で生じる身体的苦痛や経済的負担、長期にわたる精神的ストレス、治療に関する情報不足など、不妊に関する悩みは多種多様になってきております。

そこで、細目4点について伺います。

1点目、当町における不妊治療等に対する支援の現状について伺います。

2点目、当町において不妊治療を受けている方の現状を把握しているのか伺います。

3点目、不妊治療により出産された方はどのくらいいらっしゃるのかを伺います。

4点目、不妊治療等に対し、さらなる支援の拡充をすべきと考えますが、町の考えを伺います。

以上、4点について伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 不妊治療費等に対する充実した支援についてのご質問にお答えします。

まず1点目、町における不妊治療に対する支援の現状についてですが、不妊治療につきましては、近年の結婚年齢、妊娠、出産年齢の上昇や医療技術の進歩に伴い、体外受精を初めとする不妊治療を受ける方が年々増加してきており、相談、支援の重要性は高まってきているものと認識しております。不妊治療には、心理的な負担のみならず、経済的な負担も大きいことから、平成16年には不妊に悩む方への特定治療支援事業として、費用の一部助成が国により開始され、現在栃木県では、体外受精及び顕微授精を助成対象とし、男性不妊も含め

た助成が行われております。町におきましては体外受精及び顕微授精のほか、人工授精も助成対象としており、治療費の2分の1の額、1回当たり10万円を上限として年度内2回、通算5年まで助成しております。また、不妊治療に関する支援の周知につきましては、町ホームページや子育て応援ガイドブックに掲載し、保健師による個別の相談も行っております。

次に2点目、不妊治療された方の現状の把握についてですが、町に助成申請が上がった方の年齢を見ますと、30代後半の方が一番多くなっています。申請者の人数につきましては、この4年間では平成28年度の12人が最も多く、そのほかの年でも10人近い方から申請を受け付けております。1年間における妊娠届の提出者の数が70人を下回る現状ですので、不妊治療による妊娠、出産を望まれる方の割合は高いものと認識しております。また、治療に係る費用の面では1年間の自己負担額が20万円を超える事例も多数あるのが現状となっております。

次に3点目、不妊治療により出産された方の人数についてですが、不妊治療の助成申請をされた方の中で平成28年度には3人の方が出産に至り、2人の方が妊娠しました。平成29年度には前年度妊娠した2人の方に加え、また新たに2人の方が出産され、合計4人の方が出産されました。平成30年度には2人の方が妊娠されております。当事者でありますご夫婦が望まれた妊娠、出産を実現するための一つ的手段として不妊治療は重要なものであると考えております。

最後に4点目、不妊治療に対する支援拡充についてお答えいたします。町の現状として、かかりつけ保健師による母子健康手帳の交付面接において、タイミング療法や不妊治療を考えたことがある妊婦の方が増加する傾向にあることや、繰り返しの治療により費用負担が大きいかを把握してまいりまして、今後さらなる不妊治療への相談支援を充実させる必要性を感じております。そのため、より安心・安全に妊娠、出産を迎えられますよう関連する医学的知見を踏まえ、相談支援体制や治療費の助成など、支援のあり方を十分に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、再質問に入らせていただきます。

細目1点目について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中に不妊症の検査については触れられておりませんでしたけれども、栃木

県保健福祉部こども政策課のホームページに載せてあります県内市町不妊治療費助成事業等実施状況一覧を拝見いたしますと、当町の助成対象には特定不妊治療及び人工授精という項目しか入っておりませんけれども、不妊治療の助成の中には保険適用外の不妊検査は含まれているのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 不妊検査につきましては、助成の対象となっております。要綱上には明確に検査のほうも含まれております。県のほうは誤りがあったと思いますので、訂正するようにしたいと思います。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 確かに町の実施要綱を見ますと、検査費並びに診療費とありますので、検査費用についても助成の範囲内であるということが確認できました。

細目の1点目について、もう一つご質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で保健師による個別の相談を実施しているとのことでしたが、不妊に悩む方は、まず医療機関にご相談をされ、治療となった段階で行政に相談される方が多いのかなと思っております。実際に行政から医療機関につながったり、医療機関から行政につながったりといった連携体制はできているのかどうか伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 今、議員がおっしゃられたとおり、実際は病院にかかっただけから、助成の段階で相談に来るという例がほとんどとなっております。また、何年か前ですが、まれに相談に来られて、パルティのほうの不妊の相談に紹介したという事例もございました。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 実際に先に行政のほうに相談にいらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、そういった方には適切に情報をお渡しいただけたらと思います。

それでは、続いて細目4点目の質問に入らせていただきます。

当町におきまして、先ほどの答弁の中で1年で妊娠届の提出者数が70人を下回るという現

状の中、10人前後の方から不妊治療の助成の申請があるということでしたけれども、やはり割合的に見て、高いことがわかりました。妊娠、出産を望む方に寄り添った支援の拡充が何よりも大切と考えます。特定不妊治療は体外受精や顕微鏡授精を用いた治療で、保険の適用外となっております。自己負担が20万円を超える事例も多くあるとのことですが、1年に複数回の治療を受ける方は自己負担が50万円を超えることもあります。精神的な負担もさることながら、経済的な負担により治療をあきらめざるを得ない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこを少しでも軽減することも行政の大切な役割かと思えます。

隣のさくら市の現状を見てみますと、2分の1以内で1回の治療につき15万円、年2回を限度に通算5年度まで助成という内容になっております。当町で子供を産み育てていただくということを考えれば、これに遜色のないような助成の内容が必要かなと考えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 議員ご指摘のとおり、自己負担が非常に大きい方もいらっしゃるというのは現状であります。そういったこともありまして、どのような負担の軽減が可能か、あるいは助成限度額を上げるのがいいのか、あるいは助成する期間を延ばすのがいいのか、また、助成していない種類の不妊治療に助成をするのがいいのか、さまざまな方法がございますので、どのような負担軽減策が最も有効なのかを総合的に精査しまして、どのような助成の拡充ができるか検討していきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 今のご答弁の中で期間を延ばしたり、1回の助成額を上げたりということを今後検討されていくことかと思えますけれども、その中で治療の対象の種類をふやすこともというようなお話がありましたので、もう1点伺います。

不育治療についても伺います。不育症というのは、妊娠22週未満の流産、死産、早期新生児死亡などを繰り返すことを言います。そのうち60から80%は胎児に染色体異常があると言われ、偶発的なものだそうです。不育症外来を受診した方の約80%以上が最終的には出産に至るという報告があるそうです。不育症治療費助成事業を実施しているのは県内で8市町あります。当町におきましても不育症治療費の助成を検討する時期に来ているかと思えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 不育症につきましては、今のところ町の助成対象とはなっておりませんので、どのような実態なのかはちょっと正確には把握しておりませんが、妊娠してからの保健師との面接の中で、今回妊娠するまでに何回流産したとか、そういった話は時折出てはおります。不育症の治療費の助成につきましても、出産に至るまでの負担軽減策の一つとして検討課題の一つとして検討したいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ、そのところもご検討いただけたらと思います。

それと、不妊の原因というのは男性にも女性にもあると言われておりまして、その割合はほぼ同じだと言われております。県内でも男性不妊症に対する助成を行う市町がふえてきておりまして、25市町のうち19市町が実施しております。こちらにつきましてもしっかりと支援の体制を整えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 男性不妊治療につきましても、不妊に対する治療として有効な手段の一つですので、これも助成の拡大の対象の一つとして検討していきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それと、最後にもう1点なんですけれども、先日、奈良県立医科大学の産婦人科の小林 浩先生の講演を聞かせていただきました。その中で、自分の体について早いうちから知っておくことがとても重要だというお話がありました。実際にその講演の際に、男女平等という今の時代で、男性と同じようにバリバリ仕事をしてきて、結婚すれば当然子供を授かるものと思っていた。知識がないがゆえに一番子供を授かりやすい年齢を過ぎてしまった、その結果、8年間不妊治療をしましたという方にお会いしました。今の時代を顕著にあらわしている気がいたしました。やはり早期に教育、啓発をすることによって、そういった自分のことについてもよく知っていただくという機会になるのではないかなと思っております。幸い当町では保健師による指導ができる体制にありますので、まずはそういったところで教育、啓発をしっかり実施して行ってほしいと思いますけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 早期の教育や啓発につきましては、町としましては思春期教室などに保健師等が出向きまして、中学生に対して啓発などは行っております。ですが、妊娠しやすい時期とか年齢とか、そういった部分については踏み込んで話しておりません。そういった部分は県の事業として高校生や大学生を対象とした妊娠、出産に関する講座等を行っているという話は聞いております。町としてどのような啓発や教育ができるか、必要なかということにつきましては、教育委員会とも相談して今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ、連携をとっていただきまして、やはりしっかりと自分の体を知っていただくという意味で、そういった教育や啓発をしていただきたいと思っております。

それでは、第2項目め、小・中学生に対する英語検定への支援についての質問に入ります。

平成25年に文部科学省より出されましたグローバル化に対応した英語教育改革実施計画の中に2020年、来年ですけれども、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新たな英語教育が本格展開できるように、2014年度から逐次改革を推進するとあります。実際に2020年度からは新しい学習指導要領に沿った教育が行われ、小学校の五、六年生では新たに外国語が教科となってまいります。また、生徒の英語力の検証という中に外部検定試験を活用し、各学校段階における生徒の客観的英語力を検証すると明記されております。

2020年からは大学入試改革も始まり、大学入試センター試験が大学入学共通テストに姿を変えますし、英語は従来の読む、聞くの2技能から読む、聞く、話す、書くの4技能評価に評価項目がふえ、その測定に民間の資格検定試験を導入することが決まっております。高校3年生の4月から12月に受験した資格検定試験が活用されることになりました。当町におきましても、各学校段階における生徒の客観的な英語力を検証するという位置づけで英語検定を活用することで、学習の効果を見ることができないのでしょうか。

そこで、細目3点について伺います。

1点目、当町の小・中学生の英語検定の受検の現状を把握しているのかを伺います。

2点目、小・中学生の英語検定受検の推奨に対する教育委員会としての考えを伺います。

3点目、小・中学生の英語検定の受検料の一部助成を検討すべきと考えますが、町としての考えを伺います。

以上、3点について伺います。

○議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 吉成伸也君登壇〕

○教育長（吉成伸也君） 小・中学生に対する英語検定の支援についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、小・中学生の英語検定の受検の現状についてでございますけれども、保護者が直接検定を申し込みする場合もあるため、全ては把握できておりませんが、学校が把握している受検人数は、平成30年度においては中学生102名、小学生はおりませんでした。また、中学校では受検者の取りまとめを行いまして、会場を提供して英語検定を実施しております。

次に2点目、英語検定の推奨に対する教育委員会の考えについてでございますけれども、外国語教育が小学校に拡充する中で、子供たちが意欲的に自己の英語の能力を把握しようとすることは、大変意義のあることと考えております。今年度の教育要覧の学校教育の重点目標にコミュニケーション力の向上として外国語活動の充実を上げ、さらに視点並びに施策努力点においても外国語教育の充実を取り上げ、外国の言語や文化に親しむ活動を充実させ、コミュニケーション力の育成に努めるところでございます。このようなことから、教育委員会としまして小・中学生の英語検定の受検については積極的に推奨してまいります。

次に3点目、英語検定の受検料の一部助成についてでございますが、新しい学習指導要領の完全実施に伴って、外国語教育の改善によって英語検定の重要性、必要性、これについては十分認識しております。そこで、検定料の保護者負担の一部助成につきまして、他の自治体の現状、その効果、これを検証しつつ、今後費用等を調査研究して検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 再質問に入らせていただきます。

細目1点目についての再質問はございません。

細目2点目についてですけれども、学校で英検を受検するように推奨していただけたということですが、今の教育長の答弁の中にもありましたように、本年の教育要覧におい

て外国語教育の充実が取り上げられ、特に外国の言語や文化に親しむ活動を充実させ、コミュニケーション力の育成に努める、また、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校での英語教育の拡充、中学校での英語教育の高度化など、指導体制の強化に努めるとあります。外国語教育にとっても力を入れていることがわかります。子供たちは、特に中学校では、英検の受検を先生に勧められますけれども、なぜ英検の受検が必要なのか、はっきりとその目的がわかっていないお子さん、また親御さんもいらっしゃるのではないのでしょうか。私も実際その一人ですけれども、今回この質問をするに当たり、いろいろ調べさせていただく中で、その必要性がわかってきましたが、まずはどうして英検を受検することが勧められるのか、その理由を子供たち、そして保護者の皆様にしっかりとお示しする必要がありますかと思えますけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 英検の受検をどうして推奨するのかというご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、これからのグローバル社会を生き抜く子供たちにとりまして、その外国語の重要性、有用性、これについては先ほど申し上げたとおりでございます。英検を受検することは、身についた英語の力を客観的に把握することができる、したがって、資質能力の高まり、それとともに学習意欲の向上、これにも結びつくものと考えております。教育委員会としましても、各学校の生徒、保護者への啓発方法、これを確認しながら、そして、新しい外国語教育の趣旨の理解とともに周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ、周知のほうをよろしく願いいたしたいと思います。

細目2点目について、もう一つ質問させていただきます。

先ほどの答弁の中で、新しい学習指導要領の完全実施に伴い、外国語教育の改善がなされるということがありました。まだ確定でない部分もあるとは思いますが、現段階での外国語教育の改善というのは具体的にどのようなものなのかをお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 具体的な外国語教育の改善点でございますけれども、新しい学習指導要領は、令和2年度から小学校にて、そして翌令和3年度からは中学校で完全実施となることになっております。このたびの改定では、小学校3、4年生に外国語活動、5、6年生には外国語科として正式に外国語教育が導入されます。また、中学校では外国語で伝え合う

対話的な活動、これが重視され、より言語活動が充実されることとなります。

なお、中学校では学習する英単語が1,200語から1,800語に増加されるというような内容になってございます。

以上でございます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 外国語教育の改善という点を今お示しをいただきましたけれども、その改善を受けて、当町では、外国語教育のこういった点に力を注いでいかれるのかをお伺いいたします。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 当町においての外国語教育の点でございますけれども、当町では平成2年から国際理解教育の一環として各学校に職員を派遣しまして、外国の理解や英語に触れる機会、これを設けておりました。平成8年からは外国語活動として、小学校1年生から英語に親しむ活動として、外国語活動を実施しております。さらに認定こども園の子供たちにも外国語になれ親しむ活動を行っております。このことによりまして、那珂川町の子供たちは3歳から15歳まで、一貫して外国語教育が行われていることになってございます。今後、この実践を新しい学習指導要領の趣旨や狙いに即して、教育委員会の特色として、さらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 当町の子供たちは3歳から15歳まで一貫して外国語教育を受けることができるということを今ご答弁いただきました。大変ありがたいことだと思っております。大変丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

吉成教育長におかれましては、3月まで塩谷南那須教育事務所の所長を務められておりましたけれども、管内市町の教育委員会の組織や運営の指導、助言、小・中学校における教育課程や学習指導、生徒指導を指導する立場のトップとしてご活躍されていたと伺っております。教育委員会、学校を指導、支援する立場でもあられましたけれども、この4月からは教育長としてその実績を生かし、時代を先取りし、スピード感を持って子供たちのためにご尽力いただけますこと、本当に力強く思っております。

そこで、外国語教育につきましては、ただいまご丁寧にご答弁をいただきましたけれども、学習面のほかに子供たちの教育のためにこういったところに力を注いでいきたいというところがございましたら、ぜひ、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小川洋一君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 教育長として学習面のほかに子供たちの教育のために力を入れたいことはというふうなご質問でございました。

早急に、そして持続的に取り組まなければならない、そんなふうを考えていることについて3点申し上げたいと思います。

1つ目は、安心・安全な学校生活を保障するというところでございます。先ごろは子供たちが犠牲となる事件や事故が多発しております。全国で起きているこれらの事件、事故にはそれぞれの理由があると思いますけれども、那珂川町では子供たちが安心して学校生活を送れるよう、関係機関と連携して、全力を挙げて未然防止に取り組みたいと考えております。

2つ目は、児童生徒指導に力を入れていくということでございます。いじめ、不登校、反社会的な問題行動など、青少年の健全育成を阻害するような事案が起きておりまして、それが社会問題となっております。子供たちに自己有用感を抱かせ、かけがえのない大切な存在として成長できるよう、子供たちにかかわる全ての人の協力を得ながら、全力で支援してまいりたいと考えております。

3つ目は、教職員の働き方改革についてでございます。子供たちの健全育成は、教職員が元気で、意欲を持って学校教育に当たることが不可欠でございます。那珂川町に勤務する教職員の全てが子供たちに向き合う時間を十分確保して、教育の質を高めていけるよう勤務環境の整備をいたしたいと思っております。

以上、3点を申し上げました。これらの課題に取り組み、十分な成果を上げるためには、町当局を初め、子供たちが生活する地域の皆様、関係各所の連携協力、これが必要でございます。教育長としまして、リーダーシップを発揮して推進してまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ、当町の子供たちに輝かしい未来が開けますように、教育の面におきましてご尽力くださいますようお願いをいたします。

英検の受検の助成という質問ですけれども、子供たちの意欲を後押しするという意味でも、

英検の受検料の助成は必要かなと思っておりますので、先ほど効果を見た上で調査、研究というお答えをいただきましたので、ぜひ、ご検討をいただければと思います。

これで2項目めの質問は終わります。

それでは、3項目め、認定こども園周辺及び小・中学生の通学路における道路環境整備について伺います。

今回、この質問をさせていただききっかけとなりましたのが、先日、滋賀県大津市で散歩中だった保育園の園児らの列に車が突っ込み、幼いとういお子さんの命が奪われた事故でした。その後幾度となく子供たちが巻き込まれてしまう痛ましい事故が起きております。この事故の後、散歩ルートの安全を確保するよう、改めて注意喚起をする動きが全国の自治体で広がってきております。また、小・中学生の通学路におきましても同様に安全に配慮されなければならないものと考えます。地域の皆様におかれましては、毎朝、そして下校時に見守りをいただいていることを感謝申し上げます。

当町におきましては、小・中学生の通学路に関して、定期的に安全点検が実施されておりますし、こども園においても同様に子供の安全に配慮していただいております。こども園の園児と先生がお散歩している姿を見かけますが、車が通り過ぎるときには先生が盾になるような形で車道側に立ち、子供を守っている姿には、子供の命を預かっていることへの高い意識を感じます。子供の命を守ることは当然でありますけれども、保育者である先生方、教職員の皆様を守ることも行政の役割ではないかと感じております。事故は予測することは困難ですけれども、万一に備えて対策を講じることが重要なのではないのでしょうか。

そこで、細目3点について伺います。

1点目、認定こども園では、日常的に園周辺で散歩を実施しておりますが、周辺道路等の安全点検の現状を伺います。

2点目、認定こども園の散歩の際に交差点を渡ることがありますが、ガードレール設置など、十分に安全に配慮されているのかを伺います。

3点目、小・中学生の通学路における危険箇所の点検、把握とその対応について伺います。

以上、3点について伺います。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 認定こども園周辺及び小・中学生の通学路における道路環境についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、認定こども園の周辺道路等の安全点検等についてですが、認定こども園では、

園内の狭い空間だけではなく、草木や動物、昆虫などの自然と触れ合うことで児童の感受性を育み、また、外部の人と出会うことで社会性を養うことなどを目的として、年に数回、園外での散歩を実施しております。こども園の外への散歩になりますと、園によって利用する道路の環境は異なりますが、児童の安全のために、必ず歩道や横断歩道を利用しております。散歩を実施する際には、道路や歩道の状況を事前に確認し、散歩の際中でも列の先頭や最後尾、中間地点などにいる引率者が常に周辺の安全確認を行っております。

次に2点目、ガードレール設置など安全への配慮についてですが、散歩に利用する歩道、交差点などの全てにガードレールが設置されているわけではありません。そのため、たとえ遠回りになっても、信号機の設置してある横断歩道を優先するなど、安全に配慮して散歩コースを設定しているところでもあります。また、各こども園では、自分の安全は自分でも守れるように、交通安全教室を毎月開催し、児童の交通安全に対する意識を高めているところがあります。

以上になります。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 次に3点目、小・中学生の通学路における危険箇所の点検、把握の状況についてですが、平成25年12月に文部科学省、国土交通省及び警察庁の連名による通知、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みの推進」についての中で、通学路の交通安全の確保に向けた取り組みの基本的方針の策定について示されました。これを受けまして、町では、那珂川町通学路交通安全プログラムを策定し、学校や道路管理者、警察、保護者、スクールガードリーダーなどの関係機関と連携しまして、各小・中学校から報告のあった危険箇所について、3年に1回合同点検を実施し、児童生徒の登下校時の安全確保のために必要な対策を講じております。

今年度は3年サイクルの2年目に当たります。昨年度は合同点検によりまして現地調査を実施いたしました。昨年度行った合同点検の結果をもとに、関係機関の役割分担を明確にして対策案を作成し、計画的に改善を進めている状況です。

なお、各学校においてはPTAが中心となり、年1回程度通学路の危険箇所や必要と思われる交通安全対策について教員、保護者などによる現地調査や危険箇所の報告を受けまして状況を把握している状況です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、再質問をさせていただきます。

細目1点目について再質問をさせていただきます。

こども園でのお散歩ですけれども、先ほどの答弁の中でも、感受性や社会性を育むといった、お散歩で得られるものがたくさんあります。安全点検は、現場の保育教諭のほか保護者、そして役場の交通安全担当の職員の皆様などで総合的な視点で実施していただきたいと思っております。今回の事故後に改めて——今回の大津の事故の後です、改めて園と安全対策について考慮されていることがありましたらお示しいただきたいと思えます。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 安全対策につきましては、今までも配慮はしておりましたが、改めて交通安全対策につきまして再確認を徹底したいと思っております。例えば、歩道を利用する際には、なるべく車道から離れて歩くこととか、また、歩道に自動車が進入する可能性もあることから、随行する保育教員も前後左右、あらゆる方向に気を配りながら子供の安全を確保するように指示したところであります。

以上です。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） それでは、細目2点目について再質問をさせていただきます。

安全に十分配慮した散歩コースを設定していただいているという答弁でしたけれども、一瞬になる箇所がございまして、わかあゆ認定こども園の前の交差点部なんですけれども、まほろばの湯のところの十字路と言ったらとてもわかりやすいのかなと思えますけれども、見通しのよい十字路ですが、直線ということもありますし、スピードが出ます。また、あじさいホールでのイベント、また会議等で車の出入りの激しい時間帯と園児のお散歩の時間が同時になったりすることもあります。また、まほろばの湯への高齢者ドライバーの出入りも多い交差点です。予想し得ない事故が起こらないとも限りません。万全を期すことに間違いはないと思えます。交差点部の歩道の後方に町有地でありますけれども、植え込みがあります。この場所を園児が信号待ちをする際の待避所として広げていただき、安全を確保するスペースを設けていただきたいと考えておりますが、このことについてはどのように考えますでしょうか。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） どのような対策をすれば安全に信号待ちができるのか、こ

れにつきましては待避所の設置ということも一つの選択肢に加えまして、今後、関係する各課、機関と十分に協議しまして検討してまいりたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ、待避所を設けるといっても選択肢に入れていただきたいと思います。お散歩するお子さんがたくさんいらっしゃいますと、一度に信号を渡り切れないこともありますので、そういった面で先生がかなりご苦労されているかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、細目3点目について伺います。

まず、1点目なんですけれども、危険箇所の再認識も含めて、今年度実施される際にも改めて危険を把握していく必要があると思っておりますけれども、本年度の点検はいつごろの予定かを伺います。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 既に実施しました学校もございますが、町内の小・中学校は、いずれも1学期中には実施する予定であります。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ、その中で出た危険箇所の改善点などをしっかりと行っていただきたいと思っております。

先日、小学校の低学年のお子さんを持つお母さんとお話をする機会がありました。町内の商店街で急カーブがあるところがありますけれども、そこを登校の時間にかかなりのスピードを出して走る車がいるということです。小学校の1年生のお子さんが2人も登校されており、保護者の皆さんは本当に心配され、何度か警察署にも相談に行かれたようです。警察の方もその時間帯に見回りをしてくださったそうなんですけれども、根本的な解決には至っていないようです。今のは一つの例なんですけれども、今後、行政の側にこういった声が上がってきた際には、しっかりと対応していただきたいと思っておりますけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） ただいまの質問についてお答えします。

やはり学校、それから保護者、また地域の方、いずれのその関係機関とも連携をいたしま

して、事故がないような町にするために、今後も教育委員会といたしまして児童、子供の交通安全を守っていきたいと思っております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） ぜひ、地域全体で子供を守る体制をつくっていただきたいと思います。

もう1点お伺いします。現在交差点部を含めて危険箇所にはポストコーン、オレンジ色の柔らかい樹脂製のポールなど、このソフトなバリケードが設置されているところを多く見かけます。しかし、このような柔らかい素材では、注意喚起という意味では効果を発揮するかとは思いますが、歩行者を守ることはできません。もっとかたいボラードなど、鉄製のポールのようなかたい構造物に移行できないかを伺います。

○議長（小川洋一君） 建設課長。

○建設課長（益子泰浩君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘の歩道のない交差点の歩行者の安全対策については、現在のところ完全ではございません。大津市の事故後、現在までに国・県より安全対策についての通知や通達などはございませんが、警察、栃木県、学校関係など行っております栃木の道現場検証を通じ、道路上の危険な場所のあぶり出し、その対策について関係機関と連携して進めてまいりたいと考えております。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 対策はさまざま考えられるかと思いますが、まず、子供の安全ということでしっかりと対策をとっていただきたいと思います。

最後にすみません、副町長にご答弁をいただければと思います。

副町長は、県の土木事務所の要職を歴任されまして、土木行政におかれましては、中心的な役割を果たされておられました。認定こども園、小・中学校周辺の道路環境といいますと、3桁国道、県道、町道と絡み合う部分となって、まさに内田副町長の手腕を発揮し、今までの県の土木行政の中心的な存在として培ってこられました実績、パイプを存分に生かすことができる分野なのではないかと思っております。今まで以上に住みやすい町をつくるためのキーマンであると確信をしております。ぜひとも、少子化の進むこの町におきまして、子供たちは町の宝です。昨今の痛ましい事故、悲惨な事件からこの子供たちをどのように守り、安心・安全で住みやすい町にしていけるのか、その思いをお聞かせいただければと思います。

ども、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 副町長。

○副町長（内田浩二君） 私としましても、福島町長が就任以来、この町をもっと明るく、もっと元気という思いで進めていらっしゃる町の「人、もの、自然が融和し、みんなが手を取り合い、元気を生み出すまち」、これを着実に推進していくこと、これが最終的には安全・安心で住みやすい町を実現するものであって、次世代を担う子供たちを守ることもつながっていくものと確信しております。

子供の安全を守ることについては、今回、議員からご質問、ご意見をいただいたことについて町から答弁させていただきましたが、この考え方に基きましてしっかりした対応をしていくことが大切と考えております。安全・安心なまちづくりにおいては、町民や地域、行政など多様な姿態がさまざまなリスク対応、危機管理の考え方を共有して、相互に連携し、協同して対応していくことが極めて重要と考えております。特に事故や災害については、防災や免災、災害から免れるという免災といいますけれども、そういう視点から、日常平時より、今お話しいただきましたけれども、道路を初めソフト、ハード両面から、そういった中でも今やるべきこと、それから中長期的にしかできないものもございますので、そういった時間間隔を持って総合的に備えていくことが重要と考えております。危機管理においては、みずからまたは家族で守る自助の考え方、それから地域で守る共助、行政など公が守る公助、こういったものの考え方は本当に参考となるし、重要となると思いますので、そういったものをうまく機能させられるようにしながら、地域の見守り力、地域力、行政力を高めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 益子さん。

〔5番 益子純恵君登壇〕

○5番（益子純恵君） 大変ご丁寧に答弁をいただきましてありがとうございます。

目の前の安全だけでなく、中長期的に見てというお話もありましたけれども、当町において安心・安全に子供たちだけでなく、町民の皆様が生活できるようなまちづくりを期待いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小川洋一君） 5番、益子純恵さんの質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時30分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（小川洋一君） 4番、川俣義雅君の質問を許可します。

川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 4番、日本共産党の川俣義雅です。3項目質問をします。

1項目めは、国民健康保険資格証明書の交付について。

2項目めは、学校給食に町農水産物のさらなる提供について。

3項目めは、馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入についてです。

まず、1項目めは、国民健康保険資格証明書の交付についてです。

厚生労働省がこの4月に「2017年度国民健康保険の財政状況について」を公表しました。それによると、窓口で医療費の全額支払いが求められる国民健康保険資格証明書の栃木県の交付率が全国で2番目に高いことがわかりました。県全体で資格証明書が交付された世帯は約6,000世帯、交付率は全国平均の0.9%を大きく上回る2.1%でした。那珂川町では交付された世帯は20世帯、交付率は0.7%です。実は栃木県はその前年まで10年間ずっと交付率が全国で一番高かったのです。その栃木県にありながらこの那珂川町だけは、私が記憶している限り、逆に資格証明書の交付ゼロが続いていました。国民健康保険税が払えなくても国民健康保険被保険者証、一般的に言われる保険証の返還を求めず、何とか滞納者に保険税を払っていただくよう努力する、そんな町を私は誇らしく思ってきました。保険証が使えず、ぐあいがよくないのに医者に行くことをためらい、重症化し、亡くなってしまうケースが国内のあちこちから報告されています。保険証はまさに命綱です。残念ながら町は2010年度から今までの対応を変更し、保険料滞納者に対し保険証の返還を求め、資格証明書を発行する

ようになりました。

そこで、3点伺います。

まず1点目は、2016年度までは町は保険料滞納の方に対して資格証明書の交付は行ってこなかったが、それはいつから始まって、どのような理由で交付してこなかったのかを伺います。

2点目は、資格証明書を交付するように対応を変えるに当たり、どのような議論を行い、町民や議会にどのように説明したのかを伺います。

3点目に、国民健康保険税の滞納者を減らすためにどうするか。全く正反対の対応が考えられます。1つは取り立てをより厳しくするものです。それが資格証明書の有無を言わせぬ交付だと私は思います。他方、国民健康保険税が高過ぎるという構造的問題を正すという立場に立つのか、町の姿勢としてはどちらでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（大森新一君） 国民健康保険資格証明書の交付についてのご質問にお答えします。

まず1点目、いつからどのような理由で交付をしなかったのかのご質問についてですが、国民健康保険法には、保険料を滞納している世帯が保険料を納付しないときは、被保険者証の返還を求め、被保険者証を返還したときは、被保険者資格証明書を交付すると規定されています。また、那珂川町国民健康保険税滞納者対策実施要綱では、国保税の納期限から1年を経過するまでの間に国保税を納付しない世帯は、弁明の機会を付与した上で、被保険者証の返還及び資格証明書の交付の対象となる旨を規定しています。医療機関において被保険者資格証明書を提示することにより、保険診療の対象として医療を受けることができます。平成26年度から平成28年度にかけて資格証明書の交付実績はありませんでしたが、平成29年度からは交付の実績がございます。

次に、2点目ですが、被保険者証資格証明書の交付は、法律や要綱などに基づいて行っているものであり、制度を変更するものではなかったため、町民及び議会への説明は行いませんでした。

次に3点目、滞納者を減らすための方策についてですが、国民健康保険税の賦課及び徴収については税務課において行っており、税務課と一緒に納税相談を行い、一部納付や納税規約により滞納者数及び滞納額の減少を図っているところであります。また、適宜広報紙において計画的な納付をお願いしています。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 1点目の質問に関連して、那珂川町で国民健康保険に加盟している世帯は全世帯の何%ほどでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（大森新一君） 平成31年4月1日現在になりますが、加入率は45.4%になります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 私が調べたところによりますと、全国的には国民健康保険は協会健保に次いで2番目に多いというふうになっています。全国平均で約27%です。その倍とは言いませんけれども、この那珂川町では国民健康保険に加入している世帯が圧倒的に多いということになると思います。それだけにこの国民健康保険、どうするかというのは大きな問題だと思います。

伺います。国民健康保険の保険料には所得割と均等割と平等割がありますが、ほかの医療保険の保険料には所得割しかないと思っていますが、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（大森新一君） 私どもが確認したところ、社会保険などは年齢や収入により保険料を算出していますが、国民健康保険につきましては、今ご指摘のとおり3つの要因に基づいて課税をしているところであります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） では、伺います。

国民健康保険にだけある均等割と平等割というものはどういうものなのか、説明していただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（大森新一君） 均等割につきましては、世帯の被保険者の人数です。世帯の人数によって、国保対象の人数によって支払わなくてはならない金額で、平等割につきましては1世帯当たり幾らということで納めていただくものになります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 特に均等割が非常に問題だと思います。子供が1人生まれば、年間約3万円保険税がふえます。3人子供が生まれれば、年間9万円ふえる勘定になります。先日も子供は3人以上産んでほしいなどと暴言を吐いた政治家がいましたけれども、子供がふえればふえるほどふえてしまう国民健康保険税をそのままにして、よく言えるものだと思います。現時点では、国民健康保険から均等割そのものをなくすことは法律上できないものだと思います。しかし、自治体の工夫で、均等割の中の子供分だけ減らす工夫をしている自治体があるというふうに思いますが、それはご存じでしょうか。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（大森新一君） 他の都道府県については、まだ認識はしていませんけれども、栃木県内においてはどうかと考えています。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 埼玉県の富士見市が子供分の健康保険税の中の均等割、それをなくしていく方向で、もう進み始めたということを聞いています。ぜひ、調べていただきたいと思っています。1人当たり年間3万円以上の削減になると、それは子育て支援の重要な施策の一つになると思いますが、そうなった場合に、その施策になると、子育て支援になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（大森新一君） 施策上のこれにつきましては、当然その一翼は担うのではないかと考えます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） ほかの健康保険に比べて異常に高い国民健康保険料、これを是正することが保険料の滞納を減らしていく上でも大変重要だと思います。全国知事会、そして日本共産党も、国が1兆円を国保に投入することによって、国民健康保険料の引き下げを要求しています。町も同じような立場に立ってほしいと思います。2016年まで町は資格証明書の交付はしてこなかった。たまたまそういう結果になったというようなお答えでしたけれども、恐らく想像するに、職員の皆さんが粘り強く国保料滞納者の方と話し合いを続けたのだろう

と思います。その結果、資格証明書の交付ゼロが続いていたというふうに思われます。那珂川町が国保税のそのものを、特に先ほど言いました均等割と平等割、それを引き下げよの声を強めていって、滞納者の方とあくまで話し合いを継続して、資格証明書の交付を行わないことを要望して、1項目めの質問を終わりたいと思います。

第2項目めの質問に移ります。

小学校と中学校に町が提供している給食についてです。

私は、今年のこの6月議会で、子供たちは全て等しく教育を受ける権利を有する。義務教育費は無償とするという憲法26条に基づいてアレルギー対応食の実施と給食の無償化を要求しました。引き続き求めていきたいと思いますが、今回は、学校給食に地元那珂川産の農水産物をできるだけ多く取り入れることを要求したいと思います。それは、子育て支援の一環であり、町の農水産業の発展、そして町民生活の向上につながっていくのではないかと考えているからです。ちなみに、ことしの3月1日のメニューは、那珂川町産とちぎ和牛牛丼でした。子供たちは、きっと大変喜んだらうと思います。一方で、地元産メニューを実現するには、さまざまな苦労もあるのだらうと思います。町農水産物をもっと多く給食に使用してもらいたいと考えていますが、そのための課題も明らかにできたらと思います。

そこで4点伺います。

1点目は、現在の町農水産物の学校給食への使用状況を伺います。

2点目に、町農水産業振興のためにも、今後は今までよりも多く那珂川町産のものを給食に使う考えはあるか伺います。

3点目に、ふやしていくにはどのような点に留意する必要があるのか伺います。

4点目として、町農水産物をできるだけ多く給食に使用するよう、町がリーダーシップを発揮する考えがあるか伺います。

以上、お願いします。

○議長（小川洋一君） 教育長。

〔教育長 吉成伸也君登壇〕

○教育長（吉成伸也君） 学校給食に町農水産物のさらなる提供をとということについてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1点目、現在の町農水産物の学校給食への使用状況についてでございますけれども、現在、学校給食では米、キュウリ、タマネギ、ジャガイモ、ニラ、イチゴなど、17品目の地元産の農産物を使用しております。その使用料は年間約12トン余り。使用割合は約36.3%

となっております。

次に2点目、より多くの地元産の農作物を給食に使う考えはということについてでございますけれども、学校給食における地元産の農産物の使用は、食育を推進する上で、児童生徒が地域の生産物の理解を深めるとともに、感謝の気持ちが育まれるという点から大変意義あることと考えております。今後、学校給食会や農産物直売所等の納入先とも協議をしながら、地元産の農作物の使用をさらにふやしてまいりたいというふうに考えております。

次に3点目、地元産の農作物の使用をふやすための留意点についてでございますけれども、学校給食には、衛生管理上のルールが決まっております。那珂川町の学校給食は単独校調理方式ではなくて、共同調理方式でございます。学校給食で使用する食材は、町内の小・中学校の給食を大量に調理しなければならないこと、また、給食に使用する材料は、原則生鮮食材については当日の朝に搬入すること、また、短時間での調理が可能な状態で納入していただくことなどについて留意をしていただく必要がございます。

次に、4点目の町農水産物をできるだけ多く給食に使うよう町がリーダーシップを発揮する考えがあるかについてでございますけれども、町では、学校給食に地元産の農作物を使用することを推進しております。給食への利用は年々増加しております。今後もさらに給食への地元産の農作物の使用を高めるようにするため、量や種類をふやすとともに、出荷期間を拡大できるよう生産者への働きかけを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 再質問をします。2点目に関してです。

1点目の質問でかなりのものが町の農水産物が使われているということ、私の想像以上でした。36.3%というと3分の1を超えていますから、これがどんどんふえていけばいいなというふうに思います。それで、給食で使用する全てを町のもので利用できるというもの、現在やっているものもあるとすれば、それは何かお答えいただけますか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） まず米になります。それから、給食で使っております食材で那珂川町のもののみというものは、野菜でいうとフキ、それからキクラゲ、ホウレンソウ、ネギ等でございます。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） わかりました。

それでは、今までも使っていたけれども、今までよりももっともっとふやせそうなものというのはいくらもあるのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 地元産の農産物で今より納入量をふやせるものとしては、ジャガイモ、タマネギ、先ほど申しましたキクラゲなどもふやせるものと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） それでは、今までは町のものを使ってこなかった、しかし新たに使用できそうなものというのがありますでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 新たな食材といたしまして、トマト、大根、シュンギクは給食用食材として使用できるものと考えております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） ありがとうございます。

私の認識では、トマトや大根が今まで使われてこなかったというのは、あれ、不思議だなというふうな思いでいるんですけども、この町ではかなり生産しているというふうに思っているものですから、そんなふうに思いました。それで、そのほか牛肉がメニューとしてことしありましたけれども、豚肉とか、それからナスとか——出たかな、出なかったかな、ナスとかもあるのではないかと。それから、果物ですけども、イチゴは出てきたかどうかちょっと覚えていないのですが、出ていると思います。給食に出ていると思いますが、そのほかにこの那珂川町ではブドウとかブルーベリーとかサクランボとか、そういうものをつくっている農家があります。そういうものもその農家さんとのマッチングがうまくできれば、使っていけば子供たちも喜ぶのではないかなというふうに思います。

次に、3点目に関してです。

給食の食材は栄養がある、新鮮であるなどに加えて安全であることが必要条件になると思います。その点で、十分な量と均一性を保つこともクリアしながら、しかもできるだけ農薬などを使わずに生産することなどが注目されると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 議員のおっしゃるように、学校給食の食材については、もちろん安全であること、また新鮮であることなど食材の品質、規格、状態が重要になってまいります。また、学校給食の食材として使用するときには、先ほど教育長が答弁しましたとおり、生鮮食品に限っては当日の朝の搬入となること、それからまた規格、それから1回で使い切る量の納入、同じサイズの規格での納入、それから野菜は特に土や砂などが根元に入っていないか、葉に虫穴、枯れ葉がないこと、外葉、キャベツなんかの外葉になりますけれども、外葉は全て取り除いた状態での納品となるため、今、川俣議員がおっしゃるように農薬を余り使っていない野菜というものが、学校給食は大量の量になります。1回が1,000食以上、毎食1,000食以上となるものですから、そういった確実なロットといいますか量が当日の朝に必ず納入できるということが大変重要になってくると思います。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 例えば虫食いの野菜は子供たちはなかなか食わないとか、だから難しい問題もあると思います。しかし、しかしという逆説ではちょっとないのですが、全国的には有機栽培、いわゆる化学肥料とか農薬を使わない有機栽培のものが体にいいということで、生産が伸びています。新たに那珂川町で農業を始めた方にもそういう生産をしている方が何人かいるというふうに認識しています。先日は、のぞいてみたら、野菜が入っている袋に農薬不使用というラベルを張ったものも販売されていました。子供たちや家庭への教育もしながら、そういう野菜が大事なんだということを、これからもなるべく、時間をかけても進めていってもらえればなというふうに思います。

4点目についてです。学校給食に地元産の食材を使うことは、農家にとっても、給食センターにとっても、先ほど苦勞の一端が述べられましたけれども、大変な苦勞があると思いますが、子供たちにとっては大事なことだし、うれしいことだろうと思います。先ほどもお話がありましたように、つくってくれる方への感謝の気持ちも生まれることでしょうか。できるだけ安全で新鮮でおいしい給食を提供すること、そして、それらを生産する人たちを町が積

極的に応援していくことは、子育て支援そのものであると考えますが、できれば町長の考えを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいまの質問は、有機野菜をつくっている方への応援をどう考えているかというご質問なのか、学校給食でのそういう野菜を使うことへの応援なのか、ちょっとわかりかねたものですから、逆質問ではないのですが、お答えいただけますか。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 失礼しました。要するに、新鮮でおいしい野菜を提供するということが、農家にとっては大変な苦労があると。しかし、例えば外の葉をきれいにしてお土がついていないようにして大量のものを持ってくるには、それだけの人手がかかりますよね。その応援だとか、あるいは給食センターも、例えば農家との契約、あしたはこういう野菜をこの量だけ確実に持ってきてもらうというためには、あしたとは限らずに、計画的に持ってきてもらうためには、やはり人手も要するのだらうなと思うのです。そういう専門の方です。そういうことも含めて、町が積極的に応援していくこと、そのことが子育て支援そのものであると思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 失礼をいたしました。そういう農家を応援することが子育て支援につながる、そういうお話でございます。学校給食につきましては、先ほど教育長、あるいは学校教育課長から答弁があったかと思えます。1,000人からの食材を短時間で調理しなければならない、そのための条件もたくさんございます。そういう中で町は地元産の農産物を少しでも多く使いたい、そういう思いで努力をしています。それにつきましては、先ほど川俣議員のご質問の中で理解をしていただいた、このように考えております。

それと、私も私の近所にもいらっしゃいますけれども、いわゆる無農薬あるいは無化学肥料、有機野菜、いろいろつくっている方がいらっしゃいます。そういう方は20年以上もかけて土づくりをして、就農したとき、私も存じ上げていますけれども、そのころは虫食いだらけの野菜でした。それが20年たって農薬も化学肥料もあげない、そういう中で虫もつかない、そういう野菜を生産できるように技術も上達していらっしゃいます。そして、そこで生産された野菜、食べてみますと、非常に甘みがある、おいしい野菜です。私もこういう野菜を子

供たちにも食べさせてあげたい、あるいは私は近所ですから、ふだんいただいていますけれども、こういう野菜を食べたことがない方にも食べさせてあげたい、このように考えています。そのことが、そのような野菜をつくっていらっしゃる方の所得の向上につながれば非常にいい、このように考えています。そのために道の駅等でもいろいろな生鮮野菜を販売していますけれども、いずれこういう方たちのコーナーをつくって、若干割高であっても理解をさせていただいて買ってもらえる、そんな取り組みをしていきたい、このように考えています。

それから、学校給食にもできるだけ使いたいと思いますけれども、それによって多分コストが上がってしまうのではないかと、こういう危惧もされると思います。でも、その分は、例えばコストが高くなっても、ほかの食材とのバランスを考えながら最終的にコスト高にならない、そんな給食の提供、これを考えるのも行政の役目だし、担当の役目だと考えております。議員のおっしゃる無農薬とかこういう野菜をつくっていらっしゃる方、こういう人を非常に育てたい、この熱意、これは十分わかりますので、できる限りの取り組みはしてまいります、このように考えています。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 大変な苦勞があっても農家も、それから給食センターも苦勞があっても、町を挙げて安全な地元産給食を推進していくことは、必ず町の発展につながるというふうに期待しています。そのことを表明して、この項目の質問を終わりたいと思います。

第3項目の質問をいたします。

馬頭処分場への放射性物質に汚染された産業廃棄物の搬入に関してです。

馬頭処分場の操業開始予定まで4年を切りました。搬入される産廃に放射性物質の付着が懸念されますが、この廃棄物の搬入について、町は町民に理解されているという認識です。しかし、放射性セシウム濃度4,000ベクレルまで受け入れるという環境保全協定の内容について、多くの町民はなお大きな不安を抱いていることは間違いありません。実はおとといの日曜日も馬頭地区の方が初めて私の自宅に見えられて、納得なんてしていないことをしっかりと伝えてくれ、4,000ベクレルまでオーケーなんてとんでもないと強調されていきました。多くの町民の気持ちと、この点については町の認識には大きなずれがあるのです。町により安全な対策を求めるのは町民の正当な権利です。

そこで伺います。

1点目は、8,000ベクレルを超える指定廃棄物として一旦指定されたものは受け入れないと町長は言明してきましたが、その理由を伺います。

2点目は、グリーンライフなかがわ46号の環境保全協定（案）に対する町民からの意見に対しての県と町の考えについてです。

その1は、4,000ベクレルまでの産廃を受け入れる理由として、「廃棄物の実態等を踏まえ」と何度も、7度か8度か書かれていますが、実態とは具体的にどういうことですか。

その2は、滲出水処理施設において放射性セシウム等を除去することは可能ですと書かれています。そして、4,000ベクレルを超えたものは外部で処分しますとあります。では、セシウムの除去はどのように行い、外部で処分するとは、どこでどのように処分するのか伺います。

お願いいたします。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） それでは、放射性物質に汚染された廃棄物についてのご質問にお答えします。

まず1点目、指定廃棄物として一旦指定されたものは入れない理由についてですが、指定廃棄物については、平成30年6月、議会でもお答えしておりますが、国が責任を持って処理をすべきと考えております。指定廃棄物の処理責任者は国であることから、放射能濃度が下がっても搬入させることはございません。

なお、指定廃棄物については国・県より経過が確認されているところであり、廃棄物受け入れの際には、国の指定について確認しますので、指定廃棄物が搬入されることはございません。

次に2点目の①「廃棄物の排出実態等を踏まえ」の表記についてですが、産業廃棄物における他県の民間処分場への本県からの受け入れ実績は、1キログラム当たり2,000ベクレル以下が94%、2,000ベクレルから3,000ベクレルが5%、3,000ベクレルから4,000ベクレルが1%でございました。

次に、2点目の②、セシウムの除去及び外部での処分についてですが、県営処分場の廃取水処理施設において滲出水を浄化する過程でゼオライト、吸着剤を充填することにより放射性セシウム等を除去することが可能と聞いております。また、4,000ベクレル以上についてはほかの処分場で処理すると聞いております。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 再質問をします。

まず1点目の指定廃棄物に関してです。指定廃棄物として仮置きされているものの線量は次第に下がっています。指定当時8,000ベクレルであったものが、仮に放射性セシウム134が4,000ベクレル、137が4,000ベクレルとすると、それは今、どのくらいの線量になっていると考えられますか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 想定されますか、私は実際にはかったことはございません。ただ、34が3年ぐらいで半減する、そういうお話は伺っています。ですから、指定廃棄物として今、仮に保管されているもの、これがどのぐらいになっているか想定しますか、そういう質問に対して想定のお答えは遠慮させていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 仮にその4,000ベクレル、4,000ベクレルだったとしてです、仮の話です。本当はよくわかりません。私もよくわかりません。セシウム134の半減期は2年ですから、もうほとんどないと思われれます。137については半減期が30年ですから、これはまだまだずっと残るといふふうに思います。それで、仮に134の4,000ベクレルのほうがもうなくなっただと考えれば、8,000ベクレルとして指定廃棄物になったものが4,000を下回っている可能性も十分あります。指定が解除されることはもちろんあるわけですから、その指定が解除され、かつ4,000ベクレルを下回ったものをどんな理由で搬入を拒むのでしょうか。どんな理由で拒めるのか、拒もうとしているのか、お答えいただきたいとします。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私は環境省とか、それから県のほうにいらっしゃったときも、常々、初めから一貫して申し上げていること、これは国が一旦指定廃棄物と指定したものについては、いかにその再測定をして放射能レベルが下がっても、国の責任で処分すべきという考えを崩しておりませんので、それが理由でございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 指定廃棄物は馬頭処分場に入れないと環境省の役人が約束したと、前

の3月議会ですか、町長答弁をしていましたが、それは現時点での国の方針を話したにすぎないと思います。いつひっくり返るかわからないと私は思います。一度指定されたものは絶対に受け入れないと声明するのでしたら、そのことを環境保全協定にしっかりと書くべきではありませんか、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私はその必要はないと考えています。川俣議員のおっしゃることを伺っていますと、何とかここを入れたい、入れるべきだと発言されているような気がしてなりません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 現在は県内の指定廃棄物の処分場は塩谷町に建設するというのが国の方針、これは何回も言っていますが、しかし、塩谷町は受け入れる気配は全くありません。環境省も手が出せない状況です。一方で畑や庭にフレコンバックに詰められた廃棄物を何とか早く処理してほしいという農家の方々の気持ちもわかります。こういった状況の中で、国が打開するために方針を展開することも考えられます。指定廃棄物も、これは4,000ベクレルを下回らなくても、馬頭処分場に搬入すると方針を展開することもあり得る話です。たราบらればには答えられない、これも今も町長から話されましたが、まさしく国が方針を変えたらどうするのかではなくて、方針を変えようが変えまいが、町長はたとえ4,000ベクレル以下になっても指定廃棄物になったものは絶対に入れないと明言しているのですから、それを協定に書き込むことに反対する理由はないと考えます。それとも、書き込むことができない理由でもあるのでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） できない理由はありません。必要がないと考えております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 私は、先ほども言いましたけれども、方針というのは変わるものだと思います。そういう中で、きちんと環境保全協定に書き込んでおくことが大事だと。国の役員も変わります。町長も残念ながらいつまでも町長でいられるわけではありません。ですから、きちんと入れないということでしたら、そのことを書き込むべきだというふうに考えます。

2点目のグリーンライフなかがわの記述についての再質問です。

その前に確認ですが、この那珂川町から出ている産廃の放射線量、最大で何ベクレル程度か確認できていますでしょうか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） データとしましては、昨年になります。町内4カ所ほど測定をさせていただきました。土壌ですが、測定させていただきました。産廃ではありません。産廃での測定はございません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） もとの大山田にある中学校をトーセンという会社が使っている色々な木材を生産しています。そこで、木材やそれに付随したものを燃やしていると。それは産廃だと僕は思うのですが、そこで出ている灰です、焼却灰、これは産廃なのか、産廃ではないのですか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 産廃になります。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） そのトーセンとの約束で、たしか、どのくらいの放射線量があるのか、その焼却灰がどれくらいの放射線量を持っているのかということ報告されていると。定期的に報告を受けているというふうに聞いていますが、もし受けているのであれば、どのくらいの放射線量レベルなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） ただいまの状態だと1,500ベクレル程度でございます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番（川俣義雅君） 恐らく焼却灰ですから、かなり濃縮されて出てくるのだと思います。その焼却灰ですら5,000ベクレルという話がありました。最大でどのくらいなのでしょう。500ベクレルというのは私の認識からすると、かなり低いなというふうに思うのですが、今まで最大でどのくらいだったかわかりますか。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 先ほどの質問ですが、1,500ベクレルという形で答えさせていただきます。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） 1,500ベクレルという話でした。ということは、栃木県が今、福島に持っていつている産廃の放射線量、94%は2,000ベクレル以下という話がありました。そして、トーセンから出る焼却灰も1,500ベクレルと2,000ベクレルを下回っているという話がありました。ということは、那珂川町に存在するものよりも2倍以上の高濃度の産廃を搬入することになると思います。4,000ベクレルまでオーケーということになれば、この那珂川町に存在するものより2倍以上の高濃度のものを入れると。しかも、福島に持っていつている実態からすると、ほとんどが2,000ベクレル以下ということなので、この馬頭処分場に搬入する、搬入を認める放射線のレベルは4,000ではなくて2,000ベクレル、多くても2,000ベクレルにすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） ほとんどが2,000ベクレル以下、94%、それから那珂川町から出るものも1,500ということですから、4,000ではなくて2,000以下にするべきではないかと、これは川俣議員のご意見としてお伺いしておきますが、先ほど大武課長のほうから答弁させていただきます県内から排出される廃棄物、2,000ベクレル以下が94%、2,000から3,000が5%、3,000から4,000が1%という答弁をさせていただきました。県の処分場の基準、受け入れ基準が4,000となっていますけれども、これは4,000を確保するために管理基準を3,000にする、これは川俣議員もご存じかと思います。ご理解をいただいているかと思えます。1%であれ、4,000ベクレル以下が出るということは、基準を4,000にしておいて、実際に入るものは、この先ほど申し上げた数字以上の量は私は入らないと考えております。そして、4,000ベクレルのものが入ってきてしまうというのは、あたかもこの処分場が4,000ベクレルで充満される、このようなご意見に聞こえてなりません。

以上です。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） そういうことは私は言っているわけではありません。この町で出ている最大のものが1,500ベクレルと。しかも県内の産廃のほとんども2,000ベクレル以下だと。

要するに、線量の高いものは動かさないで現状維持でそこに仮置きするというのが指定廃棄物などになっているわけですから、同じように2,000ベクレルを超えるものは、今のところ処分の仕方がわからないということで、そこに仮置きしておいてもらって、2,000ベクレル以下のものしか搬入を許さない。そうすればこの町に新たに高濃度の、この町にあるものよりもはるかに高濃度の放射線量を帯びた廃棄物が入ってくることはなくなるわけですから、どう考えたって4,000ではなくて2,000というのが根拠のある数字だと私は思います。町長が言うように、全部4,000ベクレルまでの産廃で満たすと、そのような考えは毛頭言っていない。しかし、そういう高濃度のものが入ってくることは拒むべきではないか、この町の町民の健康と安全を考えたら、そして、この町の発展を考えたら、そういうふうに頑張るのが町長のやるべきことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小川洋一君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 高濃度のものを搬入するのを拒むべきではないというふうに私は今聞こえたような気がするのですけれども、当然高濃度のもの、これは入ってくるはずがございません。実際に存在していれば、とっくによその処分場で処分をされています。そして、受け入れ基準を4,000として、実際に入ってくるものが最高で2,000だったり1,500であったりすれば、それはそれで結果的にいいことだ、このように私は認識をいたしております。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

〔4番 川俣義雅君登壇〕

○4番（川俣義雅君） どうしても4,000にこだわるというのが私には理解できません。時間がありませんから、もう少しほかのところにいきます。

このグリーンライフなかがわに関しての②についてですが、処分場で投入されたごみに水をかけることによってセシウムが水とともに下に移動して、そのシートの上で濃縮されると。それは私も素人考えですが、そういうこともあるのだらうと思います。水に乗って移動するということが言われていますから。それが、4,000ベクレルを超えればほかにも持って行くという話でしたけれども、ほかというのはどこなのでしょう。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 4,000ベクレル以上はその処分場の中で処理ができないという形になりますので、その4,000ベクレル以上を超えたものについては、ここでは、ほかの処分場ということで、まだ特定はできておりませんので、この場では答えられません。

○議長（小川洋一君） 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番(川俣義雅君) ほかの処分場に持っていくということのようですが、つまり、ほかの処分場では4,000ベクレル以上のものでも受け入れると。受け入れてもらえていると。ほかの処分場というのは県内を想定しているのですか、それとも県外を想定しているのですか。どうでしょうか。

○議長(小川洋一君) 生活環境課長。

○生活環境課長(大武 勝君) その場所については詳しいことは聞いておりませんので、お答えはできません。

○議長(小川洋一君) 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番(川俣義雅君) どこに持っていかよくわかっていないのですが、とにかく外に持っていくと。ということは、福島県は残念ながら、かなり高濃度の産廃も存在すると思います。ですから、2,000とか4,000で、それでもう、線を引いてしまうというレベルではないのかもしれない。だから、そういうところに、もしそういうところで引き受けてもらえるのだったならば、2,000ベクレル以上のものも交渉して、そちらに持って行ってもらうと。持っていくのは業者ですから、業者が交渉するのかなと思うのですが、そういうことで、この町は受け入れてほしくないというふうに思います。それで、シートの上に高濃度のものがたまるといふことですが、シートというのは、どうですか、何年間ぐらい破れないという想定をされているのでしょうか。

○議長(小川洋一君) 川俣君。

[4番 川俣義雅君登壇]

○4番(川俣義雅君) 時間ですので、このシートについての質問は次回に回したいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長(小川洋一君) 4番、川俣義雅君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(小川洋一君) 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時30分